

— No. 334 —

5月10日



広報

川越

■発行所 川越市役所

■電話 川越(0492) 24-8811(代)

■発行人 川越市長 加藤瀧二

■編集 企画部企画課



ふえてる液化石油ガスの事故

十分な知識と慎重な扱いを

現在、県内では全世帯の六〇%に当る七十五万世帯で液化石油ガス（プロパンガス）が使われおり、年間消費量はざっと十五万㌧にのぼっていますが、それが増加の傾向にあることが報告されています。（左表参照、四十七年度は四十八年一月まで）

傷者	死者	事故	45年度		
			46年度	47年度	48年度
54人	2人	50件	53件	40件	47件
64人	10人	53件	40件	47件	48件
34人	4人	40件	47件	48件	49件

バンドで締め、早目に新しいものと交換してください。（③都市ガスに比べ重く、燃えるのに酸素を多く必要とするので換気に特に気をつける。）

交通事故相談、内職相談（婦人会館）

五月二十三日、二十四日

（市民サービス部）県外視察のため、次の日に限り当該相談業務はお休みさせていただきますので、ご諒解願います。

おしらせ

教養課程の3コース、合同開講式でスタート

中央公民館「成人学校」

○…今まで、それぞれ個別に開設していました成人講座を、ことは「成人学校」と…○

○…いう一つの形の中で開設することとし、これを教養課程と趣味課程に大別してス…○

○…タートさせます。まず教養課程上半期の3つのコースについてお知らせします。…○

卷かれろ

6月1日=日本人の幸福感ー“死んで身につくものはなし”

“8日=日本人の不幸感ー“ならぬ堪忍するが堪忍”

“15日=日本人の合理主義と不合理主義ー“人事を尽して天命を待つ”

“22日=日本人の精神主義と肉体主義ー“思う念力岩をもとおす”

“29日=日本人の人間関係ー“義理と人情の板ばさみ”

7月6日=まとめと話し合い。閉校式。

○講師は北里大教授・杉浦 宏氏。

文化財コース

変ぼうをつづける川越に残る貴重な文化遺産をみ直し、川越の古きよき時代の姿を知る。

5月21日=開校式ほか。

“29日=川越のおいたち。

6月5日=川越城築構と城主の移りかわり

“12日=城下町としての特色と商家。”

“19日=川越の神社とその歴史。”

“26日=川越の寺院とその歴史。”

の他の葬祭用具については、いままでどおりの申請手続きで使用できます。

（市営火葬場は、煙突および煙道などを修理しますので、来る五月十九日から六月四日まで火葬業務を休業いたします。

両市とも、受付時間が午前八時三十分から午後五時までとなつていますので、この勤務時間以外は連絡がつきかねます。このため、休業期間中は電話によく予約申し込みを中止しますので、ご諒承いただきたく存じます。

この期間中、火葬に関する業務は、東松山市と飯能市に協力をいただいて両市の火葬場を使用することにしました。ただし

両市とも、受付時間が午前八時三十分から午後五時までとなつていますので、この勤務時間以外は連絡がつきかねます。このため、休業期間中は電話によく予約申し込みを中止しますので、ご諒承いただきたく存じます。

続けたいこの成果

事故死ゼロが一ヶ月

川越警察署管内で
の期間前に警察署と協力して、主
要な交通事故による死
亡者ゼロが、四月二
十二日で一ヶ月を記
録しました。四月六
日から十五日までの
十日間、全国いつせ
いに春の交通安全運
動が行なわれました
が、この期間中、管
内では八十四件の事
故が発生したものの
さいわい死亡者はあ
るが、一般の方などを対象に交通安全
の教室には、延三千人以上もの市
民が参加し、交差点の渡り方など
の交通ルールを身体で覚え、大き
な成果を収めました。
また運動期間中には、川越市交
通安全推進協議会を中心になって
通勤・通学者に対する駅前での呼び
かけをはじめ、歩行者や運転者
に対する街頭指導、道路不正使用
の取締り、さらに六日と八日には

何がここでもみんながやるべきと思えば必ず実行できるものです。交通事故もみんなの力で防ぐことができる、といふことを強く認識し努力してほしいものです。

動を展開しました。
このように、関係機関が一体になつて市民に呼びかけや指導などを行ない事故防止に努めたことが、川越警察署管内の死亡ゼロが一ヵ月以上も続いた成果といえましょ。



交通反則金が改正

交通指導員
から一言

10

川越市では 春の交通安全運動

家族でわざわざ行楽に行くり出すシーザンになりましたが、観光地での交通量は、日に日に増加しております。こんなとき自動車を運転する人の安全に対する心がまえはもろんのこと、同乗する人の心づかいが安全運転の大きな助けになります。

心がけよう安全運転

月吉町三五一
三 岩間のふえ

月吉町三五一一
ちらんのこと、同乗する人の心づ
かいが安全運転の大きな助けにな

たとえば、運転者にみだりにス

ピードアップを要求したり、先を急がせたり、あるいは運転技術に知らない道の運転には十分気をつけましょう。よく右に行くのか

不満をいつたりすることは、運転者に精神的な動搖を与えることになります。また「運転は運転手まかせ」とばかりに、車の中で飲酒したりさわいだりすることは、好ましいことではありません。

車で右折や左折をする場合は、
車の運転をするときは、対向車
や後続車に十分注意するところに
よる。危険性があるときは、進路
を変えるようにしましょう。

文通指導員
から一言

10

川越市では春の交通安全運動

主運動

その右左折の地点から三十点手前
に達したとき、方向指示器か手信
号による合図をしなければなりま
せん(道交法五十二条)。地理不案
内の所では、急に進路変更をしが

故のもとになります。あたまります。あたまります。
りまえのことですがガルールをよ
く守つて運転し「あつ危なかつ
た!」ということのないようにな
したいのです。

交差点、横断歩道では歩行者に注意し、いつも安全な速度と方法で進行しましょう。